

(様式 6)

判断基準が法令の定めについて言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（不利益処分関係）

| | | | 資料番号 | 18 | 担当課 | 薬務衛生課 |
|--|-------------|------|------|----------|-------------------|-------|
| 法令名 | 麻薬及び向精神薬取締法 | 根拠条項 | 51-2 | 不利益処分の種類 | 向精神薬卸売業者等の免許の取消し等 | |
| <p>○麻薬及び向精神薬取締法</p> <p style="text-align: right;">(昭和二十八年三月十七日) (法律第十四号)</p> <p>(免許等の取消し等)</p> <p>第五十一条</p> <p>2 厚生労働大臣は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者について、都道府県知事は、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者について、これらの者がこの法律の規定、この法律の規定に基づく厚生労働大臣若しくは都道府県知事の処分若しくは免許若しくは許可に付した条件に違反したとき、又は第五十条第二項第二号ロからへまでのいずれかに該当するに至ったときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、向精神薬に関する業務の停止を命ずることができる。</p> | | | | | | |